

富山市南商工会 商標登録の使用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、富山市南商工会（以下「商工会」という。）が所有する商標登録（以下「商標」という。）の使用の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(承諾)

第2条 富山市南商工会長（以下「商工会長」という。）は、第4条の規定に適合する次に掲げる者に対し、商標使用を承諾するものとする。

- (1) 富山市南商工会員
- (2) 前号の事業者をもって組織される団体およびグループ（青年部、女性部、商工同友会等）
- (3) その他、商工会長が認めた機関

(商標の使用許諾の届出)

第3条 商標の使用承諾を得ようとする者（以下「届出者」という。）は、【様式1】商標使用届出書（以下「届出書」という。）を商工会長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 商品および使用する対象物
- (2) 商品および使用する対象物の写真または画像ファイル

(基準)

第4条 商工会長は、前条第1項の届出書の提出があったときは、当該届出書に係る商品および使用する対象物について次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 商品および使用する対象物の出所が商工会地域内および富山市内であること
- (2) 地域価値向上に即し、商標を有効活用できるものであること
- (3) 食品等を取り扱う場合の製造基準や表示義務（検査基準など）の要件をクリアしていること
- (4) 身体・財産等に危害を及ぼすものでないこと
- (5) 公序良俗に反するものでないこと

(不承諾)

第5条 商工会長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、商標使用を承諾しないものとする。

- (1) 前条第1項から第5項までの規定に適合しないと認められるもの
- (2) 第6条の規定に反していると認められるもの

(通知)

第6条 商工会長は、商標登録を承諾したときは、【様式2】商標使用承諾通知書を発行することで商標使用契約成立と見なすものとし、同時に届出を受けた商品および使用する対象物の利用状況などを必要に応じ、外部へ登録商標の使用について情報公開してもよいものと見なす。

2 商標使用を承諾しないときは、承諾しない理由を付して商標使用不承諾通知書を送付するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

商標権使用算定基準

- 1 商標権の使用を許諾する場合は、実施使用料を徴収するものとする。
- 2 通常実施利用は、次の表に定める。

分 類	使用料（円）
富山市南商工会会員事業所	届出 要 無償提供
国、地方自治体その他公共団体 （公共用に使用するとき）	届出 要 無償提供
マスコミ等報道機関 （地域活性化による誘客効果が期待できるとき）	事前連絡のみ 無償提供
出版社、旅行会社等 （観光パンフ・旅行雑誌等）	届出 要 無償提供

※) デザインをそのまま使用する場合に限る

※) 本商標は、富山市南商工会が指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するため、届出のない登録商標の使用は禁止します。

